

2022年度

第18回みやこ祭

第2回 大学祭総会

日時：6月30日（木）15：30～

場所：講堂大ホール

項目

1. 安全委員会より	1
(1) 安全委員会について.....	1
(2) 今年度の各種規約について.....	2
(3) 飲酒の規制について.....	10
(4) ビラ・掲示物の撤去について.....	11
2. 第18回みやこ祭参加企画承認	12
3. その他.....	13

1. 安全委員会より

(1) 安全委員会について

1. 趣旨

みやこ祭は「自主管理・自主運営」の理念のもとに運営しています。この理念に基づいた大学祭を行うために、昨年度までのみやこ祭に引き続き、安全委員会を設置します。

2. 安全委員会の役割

① 最低限のルール作り

「自主管理・自主運営」の理念のもと、みやこ祭を安全に運営するために必要な最低限のルールを規定します。

② 安全防災に関する呼びかけ

事件事故の防止のため、参加団体の方々をはじめ、大学祭に参加するすべての方に、防犯や火気使用、アルコール販売など安全に関する注意を呼びかけます。

③ 会場管理・事故処理・情報集約

大学祭期間中の清掃・ごみ処理の管理や駐車場整備、会場内の巡回及び事件・事故等の情報の収集とその対応を行います。

3. 安全委員会の構成

① 安全委員委員会本部

学生自治会、学生ホール管理運営委員会、体育会本部、文化部連合、サークル連合の代表者各1名と、大学祭実行委員会の代表者3名、計8名で構成されます。

大学祭期間中は学生ホール資料作成室に安全委員会本部を設置し、常時待機者を設置します。

② 参加団体

参加団体のうち、屋内参加団体はフロアごとに、模擬店参加団体はブロックごとに分け、それぞれの代表団体の安全管理責任者に各エリア内の安全衛生状況を点検して安全委員会本部に報告していただきます。

③ 安全管理責任者

各参加団体から、部長・幹部クラスの方を1人選出していただきます。

以上の体制で今年度も安全委員会を設置します。ご理解、ご協力よろしくお願ひします。

(2) 今年度の各種規約について

今年度の規約は以下の通りとなっております。ご確認ください。

[1] 大学祭期間中における違反事項に関する条規

第1条（趣旨）

この規約は、大学祭期間中において参加団体が大学祭を「自主管理・自主運営」していくにあたって、更なる安全防災を図るために定めるものである。

※ 「参加団体」とは屋内参加・模擬店参加・特別参加で参加する団体を指す。

第2条（施行時期）

この規約は2022年度大学祭期間中にのみ適用される。ただし、第5条③は除く。

第3条（参加申請）

2022年度大学祭に参加するすべての団体は、大学祭における安全防災の保証のため、参加申請が受理されたのち、供託金を大学祭実行委員会（大学祭期間中は「大学祭本部」と称する）に納めなければならない。金額は第7条に定める。

※ 「大学祭に参加するすべての団体」とは、屋内参加・模擬店参加・特別参加で参加する団体を指す。

第4条（違反事項）

大学祭期間中における違反事項は次の通りとする。

- ① 飲酒に絡んだ問題を起こした場合。特に未成年飲酒に絡んだ問題や近隣住民に迷惑を及ぼす場合。飲酒に絡んだ問題が起きた場合、それ以後の大学祭期間中の飲酒に全面禁止を含む何らかの制限を課す。
- ② 完全退構時刻以降に構内に残っており、かつ安全委員会の警告に応じず退構しなかった場合。ただし、特別に認められている場合は除く。
- ③ 大学の定める各規則、規約等に著しく違反する場合。
- ④ 安全委員会本部の警告に応じない場合。
- ⑤ 法律に著しく違反する場合。

第5条（処分）

安全委員会本部が第4条に違反していると判断した団体に対し、その度合いにより以下のいずれか、もしくはその複数の処分を課すものとする。

- ① 供託金を没収する。
- ② 今年度、大学祭への継続参加を認めない。
- ③ 来年度以降、一定期間の大学祭への参加を認めない。

第6条（参加団体以外の大学祭参加者及び来場者の方への対応）

参加申請を提出していない大学祭参加者及び来場者の方が違反などを犯した場合、ただちに、大学祭本部および安全委員会本部と、大学側との協議の上で何らかの処罰を講ずる。

第7条（供託金の金額）

- ① 営利を目的としないゼミ及び研究室単位での参加団体には、供託金を課さない。
 - ② 営利を目的としない参加団体のうち第7条①に該当しない場合は、
5,000円とする。
 - ③ 営利を目的とする参加団体のうち上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体、及びクラス、ゼミ、研究室単位での参加団体は、
10,000円とする。
 - ④ 営利を目的とする参加団体のうち第7条③に該当しない参加団体は、
20,000円とする。
- ※ 上記①から④の複数の形態で参加する団体は、その中で最も高い金額とする。

第8条（供託金の返金）

処分を受けなかった団体の供託金は、大学祭終了後に機会を設けて返金する。

第9条（供託金の使途）

没収した供託金は公的機関に寄付する。なお、供託金を期日までに受け取りに来なかった団体に関しては、大学祭実行委員会から連絡をするが、それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付する。

第10条（行事の終了時刻）

21時をもって大学祭の行事をすべて終了とする。

第11条（完全退構時刻）

21時30分までに構内から完全退出とする。ただし、特別に認められている場合を除く。

〔2〕安全防災規約

第1条（趣旨）

この規約は、大学祭期間中において参加団体が大学祭を「自主管理・自主運営」していくに際し、更なる安全防災を図るために定めるものである。

※ 「参加団体」とは屋内参加・模擬店参加・特別参加で参加する団体を指す。

第2条（施行時期）

この規約は2022年度大学祭にのみ適用される。ただし、第6条は除く。

第3条（火気使用）

- ・屋内での火気使用は禁止する。
- ・所定の場所に設けられた喫煙所以外での喫煙は禁止する。
- ・火気を使用する団体は安全委員会に届け出を行い、消火バケツ等を用意する
- ・プロパンガスボンベ・カセットコンロ・発電機・その他火気を使用する団体は、事前に安全委員会に届け出を行い、安全に留意して使用する。
- ・発電機を使用する団体は、消火器を常備する。
- ・模擬店で使用するプロパンガスボンベ、発電機のガソリンは大学祭期間中、毎日所定の場所に返却する。
- ・カセットコンロを使用する際はガスボンベの管理をしっかり行い、使用しない時はガスボンベを外す。
- ・焚火・花火・爆竹等を使用する催しは事前に安全委員会への届け出を必要とし、検討した上で認められたものに限る。

第4条（安全防災・会場整備）

- ・会場に、看板・テント等を設置する場合は安全委員会に届け出を行い、危険のないようにする。
- ・非常口・緊急車両の通路・消火栓前スペース・点字ブロックはふさがないようにする。
- ・許可なく場所を占拠しての楽器演奏などは禁止する。
- ・大学祭期間中、安全に関する問題や、暴力行為・破損行為・緊急事態があった場合は、その収拾とともに責任の所在を明らかにするよう努める。
- ・大学祭期間中の構内施設の汚損・破損については補償金制度の規定に基づく。
- ・その他、公立大学法人東京都立大学南大沢キャンパス校舎管理規定に従う。ただし、日曜・祝日の施設使用時間については平日と同様にする。

第5条（その他）

- ・21時をもって大学祭行事すべてを終了し、21時30分までに構内から完全に退出する。なお、構内にとどまることができる者は事前に安全委員会に届け出を行い、検討した上で認められた者に限る。
- ・**屋外での音出しは、9時30分から19時までとする。**
- ・騒音には十分に注意する。屋外で音を出す場合、各所で大学祭実行委員会によって定められた音量以上の音を出さない。また、施設内で音を出す場合は、施設の防音能力を超える音は出さない。
- ・電力を使用する場合は、必ず定められた場所から電力をとり、決められた容量以上は使用しない。
- ・飲食物を取り扱う団体は、事前に安全委員会に届け出を行い、届け出をしていない飲食物の販売は行わない。また、保健所の指示に従って衛生面には十分注意する。
- ・**指定された仮設流し場を使用し、トイレの水道や散水栓などは使用しない。**
- ・医療体制は安全委員会が保健室及び近隣の病院に依頼し、その指示に従う。
- ・その他、周囲の人に甚だしい迷惑をかける行為や、大学祭にふさわしくないと大学祭本部及び安全委員会本部が判断した行為は行わない。

第6条（処分）

第3条、第4条及び第5条について甚だしい違反があった場合には、安全委員会本部から「警告」を行う。警告に応じない団体に対しては「大学祭期間中における違反事項に関する条規」による処分を適用する。また、安全委員会が定めた夜間残留・騒音についての違反も同条規による処分を適用する。

〔3〕 供託金制度

i) 趣旨

この供託金制度は、飲酒をはじめとする大学祭期間中のあらゆる問題を防ぎ、大学祭を円滑に終わらせること、さらには私たち学生が大学側との信頼関係を築き、来年度以降の大学祭を無事に行うことを保証する目的があります。

過去の大学祭では一部の学生の常軌を逸した行為の結果、飲酒に絡んだ問題が起き、飲酒行為は全面禁止となりました。

昨年度は供託金没収となるまでの問題・事故は起こりませんでした。

しかし、未だに危険な飲酒をする光景が見られることから、「自主管理・自主運営」の理念が十分に浸透したとは言えない状況です。飲酒に絡んだ問題を起こしてしまった以上、私たちはこの問題を真摯に受け止め、再発防止に努めなければなりません。私たち全員が飲酒に絡んだ問題の重みを理解し、責任を持つべきだと考えています。

飲酒に絡んだ問題を起こしてしまった場合、来年度以降の大学祭が飲酒解禁のもとに行われるという保証はありません。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、飲酒を禁止します。

ii) 制度内容

・大学祭に参加する全ての団体は供託金として、参加形態に応じた金額を大学祭実行委員会に納めるものとします。

※ 「大学祭に参加する全ての団体」とは、屋内参加・模擬店参加・特別参加で参加する団体を指します。

・大学祭期間中に飲酒をはじめとするあらゆる問題を起こし、悪質であると安全委員会本部が判断した場合、対象の団体から処分として供託金を没収します。

・「大学祭期間中における違反事項に関する条規」を守り、問題を起こさなかつ

た団体には、大学祭終了後に供託金の返金を行います。なお、没収した供託金は公的機関に寄付します。

iii) 対象・金額

- ① 営利を目的としないゼミおよび研究室単位での参加団体には、供託金を課しません。
 - ② 営利を目的としない参加団体のうち①に該当しない参加団体は、5,000円とします。
 - ③ 営利を目的とする参加団体のうち上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体およびクラス・ゼミ・研究室単位での参加団体は、10,000円とします。
 - ④ 営利を目的とする参加団体のうち③に該当しない参加団体は、20,000円とします。
- ※ 上記①から④の複数の形態で参加する団体は、その中で最も高い金額とします。

iv) 管理・返金

供託金の管理は大学祭実行委員会が行います。

「大学祭期間中における違反事項に関する条規」を守り、問題を起こさなかった団体には、大学祭終了後に供託金の返金を行います。返金の日程・場所は決まり次第お知らせします。

なお、返金期限を過ぎても受け取りに来なかった団体に関しては、大学祭実行委員会から連絡をしますが、それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付します。

〔4〕補償金制度

i) 趣旨

補償金制度は、参加団体全体で「自主管理・自主運営」を行うという大学祭の理念に基づいて実施しています。この制度により大学祭期間中に大学構内施設において当事者不明の汚損・破損があった場合は、参加団体全体でその責任を分担する必要があります。

大学祭期間中に大学内の施設に著しい汚損・破損が見られた場合、来年度以降その施設が使用禁止となったり、最悪の場合、大学祭を開催できなくなったりす

るおそれがあります。これは、そのような事態を防ぎ、例年使用している施設の使用を継続していくため、そして来年度以降新たな施設の使用を可能にするために必要な制度です。

また、責任を各団体で分担することによって、「自主管理・自主運営」の理念を各団体の全員に理解していただくことを目指します。さらに各団体で注意し合うことにより、大学祭期間中の汚損・破損箇所を減少させることに繋がります。

ii) 制度の内容

大学祭の参加団体に一律に、規定の金額を補償金として大学祭実行委員会に納めてもらい、大学祭期間中に当事者不明の汚損・破損があった場合、補償金から修理費をまかさないです。その修理費を差し引いた残金を各団体に均等に返金します。ただし、責任の所在が明らかな場合や本人がその汚損・破損を認めた場合は、汚損・破損した本人が弁償することとします。なお、当事者が特に限定されると判断した場合はこの限りではありません。

※ 責任の所在を特定できない場合、補償金制度を適用する場合がありますので、各団体が汚損・破損のないように各施設を使用してください。

iii) 対象・金額

大学祭に参加する全ての団体に一律5,000円とします。ただし、弁償額が補償金の限度を超えた場合は追加徴収するものとします。また、1つの団体で複数の参加申請をする場合も、参加申請の数に関わらず5,000円とします。

※ 「大学祭に参加する全ての団体」とは、屋内参加・模擬店参加・特別参加で参加する団体を指します。

iv) 管理・返金

補償金の管理、大学への修理費の支払いは大学祭実行委員会が行います。清算終了後、大学祭実行委員会が会計報告を行います。

補償金の適用に該当するような汚損・破損がなかった場合は全額を返金します。適用がなされた場合は修理費を差し引いた残金を返金します。返金の日程・場所は決まり次第お知らせします。

なお、返金期限を過ぎても受け取りに来なかった団体に関しては、大学祭実行委員会から連絡をしますが、それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付します。

v) 清掃費

大学祭終了後、大学構内の敷石に油染みが目立ちます。その責任の多くは模擬店参加団体にあると考え、補償金の適用外とします。

大学構内の敷石の油染みの除去を含む清掃を業者に委託します。その費用は、清掃費として模擬店参加団体から1日2,000円を徴収し、大学祭実行委員会でも50,000円負担します（追加徴収はありません）。

なお、徴収した清掃費は全額、大学構内の地面の清掃に使わせていただくため、返金はありません。清掃費の管理、支払い、会計報告は大学祭実行委員会が行います。

2022年6月30日

(3) 飲酒の規制について

今年度の飲酒に関しましては、第1回 みやこ祭参加準備会議の際に許可するということになっていましたが、大学側との協議の末、今年度の大学祭での飲酒は取りやめとなりました。一度許可していたのにも関わらず、決定を覆すことになってしまい申し訳ありません。

今年度の模擬店における酒類の提供は禁止となりましたので、ご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。

(4) ビラ・掲示物の撤去について

今年度の既存ビラ・掲示物の撤去日時、及び大学祭期間中のビラ・掲示物の設置期間は以下の通りです。

ご理解、ご協力をお願いします。

既存のビラ・掲示物撤去場所：

1号館・7号館 掲示板、学生ホール1階・2階 掲示板

既存のビラ・掲示物撤去日程：

11月2日（水）16：00～

大学祭用ビラ・掲示物の設置期間：

10月3日（月）12：00～11月6日（日）12：00

2. 第18回みやこ祭参加企画承認

別冊の『第18回みやこ祭 参加企画一覧』をご覧ください。

3. その他

◆ 今後の会議日程

〈大学祭総会〉

上部団体に加盟している団体は、代表者1名の出席をお願いします。

■ 第3回 大学祭総会

日時：11月24日（木） 19：30（入室開始：19：15～）（予定）

開催形態：オンライン（Zoom）（予定）

〈みやこ祭参加準備会議およびそれに準ずる会議〉

大学祭への参加を希望する団体は、代表者1名の出席をお願いします。

■ 第3回 みやこ祭参加準備会議

日時：9月8日（木） 19：30～（入室開始：19：15～）（予定）

開催形態：未定

■ 第4回 みやこ祭参加準備会議

日時：10月13日（木） 19：30～（入室開始：19：15～）（予定）

開催形態：未定

■ 第18回みやこ祭 全体準備会議

日時：11月2日（水） 10：00～（予定）

開催形態：未定

■ 第18回みやこ祭 全体後片付け会議

日時：11月6日（日） 10：00～（予定）

開催形態：未定

〈参加形態ごとの会議〉

参加申請を行った団体は、その参加形態別に行われる会議に出席してください。

屋内参加団体

■ 第1回 部屋割会議

日程：7月7日（木） 16：30～（開場：16：15～）

場所：12号館102

模擬店参加団体

■ 第1回 模擬店設置会議

日程：7月7日（木） 18：20～（開場：18：00～）

場所：12号館102

特別参加団体

■ タイムテーブル会議

日時：8月

開催形態：未定

- ※ 新型コロナウイルス感染症の流行により、上記の日程が変更になる場合があります。また、会議の開催形態および開催場所に関しては調整中です。詳細が決まり次第、大学祭実行委員会からご連絡します。メールや Twitter、看板等での連絡にご注意ください。

◆ 会議日程のお知らせについて

大学祭総会およびみやこ祭参加準備会議については、メールや看板だけでなくホームページや **Twitter** でもお知らせしています。ぜひご確認やフォローをお願いします。

【第18回みやこ祭公式ホームページ】

URL <http://miyakomatsuri.com>
(右の QR コードからも読み取れます。)



【Twitter アカウント】

アカウント名 東京都立大学大学祭実行委員会めぼ
ユーザー名 @miyakomatsuri
URL <https://twitter.com/miyakomatsuri>
(右の QR コードからも読み取れます。)



2022年度 第2回 大学祭総会 資料

発行 東京都立大学南大沢キャンパス大学祭実行委員会

所在 学生ホール206 大学祭実行委員会室

連絡先 042-677-1111 (内線 2323)

mepo.jimukyoku18th@gmail.com

HP <http://miyakomatsuri.com>



メールアドレス



HP